

官報

号外 昭和四十一年四月十三日

第五十二回 参議院會議録第二十一号

昭和四十一年四月十三日(水曜日)

午前十時十八分開議

○議事日程 第二十三号

昭和四十一年四月十三日

午前十時開議

第一 こともの国協会法案(内閣提出)

第二 都市開発資金融通特別会計法案(内閣提出、衆議院送付)

第三 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案、産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案及び産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

○本日の會議に付した案件

一、請暇の件

一、日程第一 こともの国協会法案(内閣提出)

一、日程第二 都市開発資金融通特別会計法案(内閣提出、衆議院送付)

一、日程第三 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

る法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、郵便法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

一、日程第四 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案、産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案及び産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

○議長(重宗雄三君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

去る二日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

予算委員

古池 信三君

同

小平 芳平君

決算委員

堀見 俊二君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員

堀見 俊二君

同

中尾 辰義君

決算委員

古池 信三君

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案

文教委員会に付託

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案

文教委員会に付託

る法律案 農林水産委員会に付託

同日衆議院送付の左の内閣提出案を衆議院に回付した。

国立学校設置法の一部を改正する法律案
文部省設置法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

昭和四十一年度一般会計予算

昭和四十一年度特別会計予算

昭和四十一年度政府関係機関予算

同日国会において議決した左の予算を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

昭和四十一年度一般会計予算

昭和四十一年度特別会計予算

昭和四十一年度政府関係機関予算

同日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

予算委員

石本 茂君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員

市川 房枝君

同日内閣から左の議案が提出された。よって議長は即日これを建設委員会に付託した。

首都圏近郊緑地保全法案

同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

外務委員会に付託

国民金融公庫法の一部を改正する法律案

大蔵委員会に付託

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法案(湯山勇君外二十二名提出)

同日衆議院から、本院の回付した左の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。

国立学校設置法の一部を改正する法律案
文部省設置法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

国立学校設置法の一部を改正する法律案

文部省設置法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の特別委員の辞任を許可した。

去る六日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

物価等対策特別委員

大竹平八郎君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

物価等対策特別委員

川村 清一君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

物価等対策特別委員

岡村文四郎君

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを文教委員会に付託した。

学校給食法の一部を改正する法律案(二宮武夫君外二十二名提出)

去る七日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを文教委員会に付託した。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数

の標準に關する法律の一部を改正する法律案
(長谷川正三君外九名提出)

同日内閣總理大臣から議長宛、去る四日付をもつて内閣總理大臣官房臨時農地被買収者給付金業務室長八塚陽介君は食糧庁総務部参事官に、また去る五日付をもつて経済企画庁総合開発局長鹿野義夫君は同総合計画局長に任命され、経済企画庁総合計画局長坂正男君は同日付をもつて退職となつたので政府員は委自然消滅となつた旨の通知書を受領した。

同日議長は内閣總理大臣宛、左の者を第五十一回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

内閣總理大臣官房臨時農地被買収者給付金業務室長 瀬戸 国夫君

首都圏整備委員会事務局長 吉田 伸一君

首都圏整備委員会事務局長 富田 龍彦君

経済企画庁総合計画局長 鹿野 義夫君

経済企画庁総合開発局長 加納 治郎君

同日内閣總理大臣から議長宛、内閣總理大臣官房臨時農地被買収者給付金業務室長瀬戸国夫君外二名(前掲議長承認のうち首都圏整備委員会事務局計画第一部長吉田伸一君及び同第二部長富田龍彦君を除く)を第五十一回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る八日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

運輸省設置法の一部を改正する法律案
外務省設置法の一部を改正する法律案

内閣委員会に付託
在外公館の名称及び位置を定める法律の一部を

改正する法律案 外務委員会に付託

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

教育職員免許法等の一部を改正する法律案

去る九日内閣總理大臣から議長宛、文部省体育局長西田剛君の第五十一回国会政府委員を免した旨の通知書を受領した。

一昨十一日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 大谷 賛雄君

大蔵委員 塩見 俊二君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 塩見 俊二君

大蔵委員 大谷 賛雄君

同日議長は内閣總理大臣宛、左の者を第五十一回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

文部省体育局長事務代理 河上 邦治君

昨十二日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

運輸委員 金丸 富夫君

通信委員 井野 碩哉君

予算委員 日高 広為君

同 田村 賢作君

議院運営委員 小山邦太郎君

同 大谷 賛雄君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

運輸委員 井野 碩哉君

通信委員 金丸 富夫君

予算委員 小山邦太郎君

同 大谷 賛雄君

議院運営委員 田村 賢作君

同 日高 広為君

同日委員会において当選した理事は左の通りである。

内閣委員会 理事 船田 謙君 (八田一朗君の補欠)

大蔵委員会 理事 日高 広為君 (植木光教君の補欠)

運輸委員会 理事 谷口 慶吉君 (金丸富夫君の補欠)

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

労働基準法の一部を改正する法律案(横路節雄君外十四名提出)

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。

首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に關する法律案

地方行政委員会に付託

失業保険法の一部を改正する法律案

社会労働委員会に付託

特許法の一部を改正する法律案

実用新案法の一部を改正する法律案

商工委員会に付託

公職選挙法の一部を改正する法律案

公職選挙法改正に關する特別委員会に付託

同日委員長から左の報告書が提出された。

こともの国協会法案可決報告書

都市開発資金融通特別会計法案可決報告書

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に

關する法律の一部を改正する法律案可決報告書
同日内閣總理大臣から議長宛、文部省体育局長事務代理河上邦治君(一昨十一日議長承認を第五十一回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

○議長(重宗雄三君) これより今日の會議を開きます。
この際、おはかりいたします。

館哲二君から、病氣のため三十日間、八田一朗君から、海外旅行のため十七日間、それぞれ諸暇の申し出がございました。いずれも許可することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。よつて、いずれも許可することに決しました。

○議長(重宗雄三君) 日程第一、こともの国協会法案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員会理事佐野芳雄君。

「審査報告書は都合により第二十四号末尾に掲載」

こともの国協会法案

右
国会に提出する。

昭和四十一年三月十五日

内閣總理大臣 佐藤 榮作

こどもの国協会法案

こどもの国協会法

目次

- 第一章 総則(第一条—第六条)
第二章 役員及び職員(第七条—第十六条)
第三章 業務(第十七条—第十九条)
第四章 財務及び会計(第二十条—第二十八条)
第五章 監督(第二十九条—第三十条)
第六章 雑則(第三十一条—第三十二条)
第七章 罰則(第三十三条—第三十四条)
附則

第一章 総則

(目的)

第一条 こどもの国協会は、児童の健康を増進し、かつ、その情操を豊かにするための施設を設置してこれを適切に運営し、もつて心身ともに健全な児童の育成に寄与することを目的とする。

(法人格)

第二条 こどもの国協会(以下「協会」という。)は、法人とする。

(事務所)

第三条 協会は、事務所を神奈川県に置く。

(資本金)

第四条 協会の資本金は、五千万円と協会の設立の際現に国の有する別表に掲げる不動産及び政令で定めるその他の財産の価格の合計額に相当する金額との合計額とし、政府がその全額を出資する。

2 政府が出資の目的とする金銭以外の財産の価格は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価格とする。

3 評価委員その他前項に規定する評価に関し必

要な事項は、政令で定める。

(登記)

第五条 協会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(民法の準用)

第六条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四條(法人の不法行為能力)及び第五十條(法人の住所)の規定は、協会について準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第七条 協会に、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。

(役員職務及び権限)

第八条 理事長は、協会を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して協会の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、協会の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は厚生大臣に意見を提出することができる。

(役員任期)

第九条 理事長及び監事は、厚生大臣が任命する。

2 理事は、厚生大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(役員任期)

第十条 理事長及び理事の任期は、四年とし、監事の任期は、二年とする。

2 役員は、再任されることが出来る。

(役員欠格事項)

第十一条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)は、役員となることができない。

(役員解任)

第十二条 厚生大臣又は理事長は、それぞれの任命に係る役員が前条の規定に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 厚生大臣又は理事長は、それぞれの任命に係る役員が次の各号の一に該当するときは、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することが出来る。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

(役員兼職禁止)

第十三条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、厚生大臣の承認を受けたときは、この限りではない。

(代表権の制限)

第十四条 協会と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が協会を代表する。

(職員任期)

第十五条 協会の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第十六条 協会の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務)

第十七条 協会は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 児童のための遊戯施設、教養施設、生活訓練施設その他児童の健康を増進し、又はその情操を豊かにするための諸施設が総合的に整備された集団施設を設置し、及び運営すること。

と。

二 前号の業務に附帯する業務

2 協会は、厚生大臣の認可を受けて、前項に規定する業務の一部を、協会以外の者に委託することが出来る。

3 協会は、第一項の業務を行なうほか、第一条の目的の達成に支障のない限り、その設置する施設の全部又は一部を一般の利用に供することが出来る。

(こどもの国)

第十八条 協会が設置する前条第一項第一号の集団施設は、こどもの国と称する。

(業務方法書)

第十九条 協会は、業務開始の際、業務方法書を作成し、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、厚生省令で定める。

第四章 財務及び会計

(事業年度)

第二十条 協会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第二十一条 協会は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、厚生大臣の認可を受けなければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(決算)

第二十二条 協会は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表)

第二十三条 協会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、これに予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、監事の意見をつけて、決算完結後一月以内に厚生大

臣に提出し、その承認を受けなければならぬ。

(利益及び損失の処理)

第二十四条 協会は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならぬ。

2 協会は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならぬ。

(借入金)

第二十五条 協会は、厚生大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金をすることができ、

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、厚生大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(余剰金の運用)

第二十六条 協会は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余剰金を運用してはならない。

一 国債その他厚生大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行への預金又は郵便貯金

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(財産の処分等の制限)

第二十七条 協会は、厚生省令で定める重要な財産を譲り受け、貸し付け、譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

(厚生省令への委任)

第二十八条 この法律に規定するもののほか、協会の財務及び会計に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

第五章 監督

第二十九条 協会は、厚生大臣が監督する。

2 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができ、

(報告及び検査)

第三十条 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に協会の事務所その他の施設に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により、職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑則

第三十一条 協会の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第三十二条 厚生大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第十七条第二項、第十九条第一項、第二十条、第二十五条第一項若しくは第二項ただし書又は第二十七条の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十三条の規定による承認をしようとするとき。

三 第十九条第二項、第二十七条又は第二十八条の規定により厚生省令を定めようとするとき。

四 第二十六条第一号の規定による指定をしようとするとき。

第七章 罰則

第三十三条 第三十条第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした協会の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第三十四条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした協会の役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律により厚生大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第五条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第十七条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第二十六条の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。

五 第二十九条第二項の規定による厚生大臣の命令に違反したとき。

附 則

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第二条 厚生大臣は、協会の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、協会の成立の時にあって、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条 厚生大臣は、設立委員会を命じて、協会の設立に関する事務を処理させる。

及び出資の目的たる財産の給付を求めなければならない。

3 設立委員は、出資金の払込み及び出資の目的たる財産の給付があつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条 協会は、設立の登記をすることによつて成立する。

(経過規定)

第六条 協会の最初の事業年度は、第二十条の規定にかかわらず、その成立の日始まり、昭和四十二年三月三十一日に終わるものとする。

第七条 協会の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第二十一条中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「協会の成立後遅滞なく」とする。

(資本金の増加)

第八条 政府は、昭和四十四年三月三十一日までの間に限り、政令で定める土地及びその定着物(以下「土地等」という。)を出資の目的として、協会に追加して出資することができる。

2 協会は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

3 第四条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定により出資の目的とする土地等の価格について準用する。

(不動産取得税の非課税)

第九条 都道府県は、協회가、第四条第一項又は前条の規定により政府から不動産の出資を受けた場合には、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

(登録税法の一部改正)

第十条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「日本中小企業指導センター」の下に、「このものの国協会」を、「中小企業指導法」の下に、「このものの国協会法」を加え、同条第十八号中「日本中小企業指導センター」の下に、「このものの国協会」を加え、同条第二十七号ノ四の次に次の一号を加える。

第二十七ノ五 このものの国協会が、このものの国協会法第十七条第一項第一号ノ業務ノ用ニ供スル建物又ハ土地ノ権利ノ取得又ハ所有權ノ保存ノ登記

(印紙税法の一部改正)

第十一条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五号第六号ノ二ノ五の次に次の一号を加える。

六ノ二ノ六 このものの国協会ノ発スル証書、帳簿

(厚生省設置法の一部改正)

第十二条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五号第五十六号の三の次に次の一号を加える。

五十六の四 このものの国協会を監督すること。

第十三条第九号の次に次の一号を加える。

(地方税法の一部改正)

第十三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「日本中央競馬会」を「このものの国協会、日本中央競馬会」に改める。

第七十三条の四第一項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 このものの国協会が、このものの国協会法(昭和四十一年法律第 号)第十七

条第一項第一号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの。

第三百四十八条第二項第十八号の二の次に次の一号を加える。

十八の三 このものの国協会が、このものの国協会法第十七条第一項第一号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第十四条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「オリンピック記念青少年総合センター」の下に、「このものの国協会」を加える。

(所得税法の一部改正)

第十五条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中雇用促進事業団の項の前に次のように加える。

このものの国協会 四十二年法律第 号)

(法人税法の一部改正)

第十六条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中雇用促進事業団の項の前に次のように加える。

このものの国協会 四十二年法律第 号)

別表

一 土地

神奈川県横浜市港北区鴨志田町字薬師堂千三百五十番の三 所在

神奈川県横浜市港北区鴨志田町字金久保千三百九十六番の二 所在

神奈川県横浜市港北区鴨志田町山千二百

十二番の二 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字大幡二千六十番の五 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字神戸九百六十番 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字神戸千九百六十七番の三 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字神戸二千三十番の三 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字北ノ谷八百八十二番の三 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字北ノ谷八百八十九番の二 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸八百九十三番の一 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸八百九十六番の三 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸千九百八十九番 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸千九百八十九番 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸千九百八十九番 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸千九百八十九番 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸千九百八十九番 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸千九百八十九番 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸千九百八十九番 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸千九百八十九番 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸千九百八十九番 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸千九百八十九番 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸千九百八十九番 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸千九百八十九番 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸千九百八十九番 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸千九百八十九番 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸千九百八十九番 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸千九百八十九番 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸千九百八十九番 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸千九百八十九番 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸千九百八十九番 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸千九百八十九番 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸千九百八十九番 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸千九百八十九番 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸千九百八十九番 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸千九百八十九番 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸千九百八十九番 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸千九百八十九番 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸千九百八十九番 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸千九百八十九番 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸千九百八十九番 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸千九百八十九番 所在
木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床面積 十二・九九平方メートル
神奈川県横浜市港北区奈良町字神戸九百六十四番 所在
木造瓦葺平家建
庄面積 二百五十四・五一平方メートル
神奈川県横浜市港北区奈良町字神戸九百六十四番 所在
木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床面積 七・四三平方メートル
神奈川県横浜市港北区奈良町字神戸九百六十四番 所在
木造瓦葺平家建
床面積 八十一・五八平方メートル
神奈川県横浜市港北区奈良町字宮ノ谷七百番 所在
補強コンクリートブロック造陸屋根平家建
床面積 十三・八平方メートル
神奈川県横浜市港北区奈良町字宮ノ谷七百番 所在
木造亜鉛メッキ鋼板葺二階建
床面積 一階 四百三十七・四平方メートル
二階 四百三十七・四平方メートル
神奈川県横浜市港北区奈良町字宮ノ谷七百番 所在
鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床面積 十・一七平方メートル
神奈川県横浜市港北区奈良町字宮ノ谷七百番 所在
木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床面積 六十・七六平方メートル
神奈川県横浜市港北区奈良町字宮ノ谷七百番 所在

木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床面積 四十九・五八平方メートル
神奈川県横浜市港北区奈良町字宮ノ谷七百番 所在
木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床面積 九十九・一七平方メートル
神奈川県横浜市港北区奈良町字宮ノ谷七百番 所在
パイプ組立式平家建
床面積 一・六五平方メートル
神奈川県横浜市港北区奈良町字宮ノ谷七百番 所在
補強コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床面積 三十八・三四平方メートル
神奈川県横浜市港北区奈良町字宮ノ谷七百番 所在
軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床面積 九十九平方メートル
神奈川県横浜市港北区奈良町字宮ノ谷七百番 所在
鉄筋コンクリート造陸屋根二階建
床面積 一階 百六十二・六四平方メートル
二階 百五十七・五九平方メートル
神奈川県横浜市港北区奈良町字宮ノ谷七百番 所在
軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床面積 二十三・〇四平方メートル
神奈川県横浜市港北区奈良町字宮ノ谷七百番 所在
木造スレート葺平家建
床面積 百十九平方メートル
神奈川県横浜市港北区奈良町字宮ノ谷七百番 所在
木造スレート葺平家建
床面積 七十九・三三平方メートル

神奈川県横浜市港北区奈良町字宮ノ谷七百六十二番の一 所在
木造スレート葺平家建
床面積 七十九・三三平方メートル
神奈川県横浜市港北区奈良町字宮ノ谷七百六十二番の一 所在
木造スレート葺平家建
床面積 七十九・三三平方メートル
神奈川県横浜市港北区奈良町字宮ノ谷七百六十二番の一 所在
木造スレート葺平家建
床面積 六十六・一一平方メートル
東京都町田市三輪町字三十号二千四百九十番 所在
コンクリートブロック造陸屋根平家建
床面積 十二・五六平方メートル
東京都町田市三輪町字三十二号二千六百一十番 所在
木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床面積 十三・五四平方メートル

〔佐野芳雄君登壇、拍手〕

○佐野芳雄君 ただいま議題となりました「こどもの国協会法案」につきまして、社会労働委員会における審議の経過と結果を報告いたします。

皇太子殿下御成婚記念事業の一つとして、児童が自然環境の中で遊びを創造していくことを助成する総合施設の設置計画が取り上げられました。昭和三十六年より、東京都と神奈川県にまたがる旧陸軍弾薬庫あとに、厚生省が中心となって建設が進められてまいりましたが、昨年五月、施設が

ほぼ完成した機会に、「こどもの国」として仮開園をいたしました。

本法律案は、この「こどもの国」の施設の運営に当たるべきものとして、特殊法人たる「こどもの国協会」を設立することを内容とするものであります。

第一に、「こどもの国協会」の資本金は、政府が全額を出資することとし、昭和三十六年以降に建設してきた現存の「こどもの国」施設及び四十一年度の工事に充當される五千万円のほか、約九十二万平方メートルの国有地をこれに充てることとしております。

第二に、役員として、任期四年の理事長一人及び理事三人以内、並びに任期二年の監事一人を置くことといたします。

第三に、この法人の行なう業務の公共性にかんがみ、理事長及び監事については厚生大臣の任命にかからしめるほか、業務方法書、事業計画、予算、財務諸表等については、厚生大臣の認可または承認を受けることを要するものとしております。

委員会においては、特殊法人に運営を委託させる必要性、国からの出資の具体的な内容、独立採算による運営の可否、入園料の適正化、入園児童に対する安全及び衛生管理のための措置、敷地内に残存する旧弾薬庫の処置、役員の兼職制限、職員の処遇、他府県における同様の施設に対する助成制度等の諸問題について、熱心な質疑が行なわれましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

採決の結果、全会一致をもって原案とおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第二、都市開発資金金融通特別会計法案、

日程第三、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案、(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長徳永正利君。

〔審査報告書は都合により第二十四号末尾に掲載〕

都市開発資金金融通特別会計法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法八十三条により送付する。

昭和四十一年四月一日

衆議院議長 山口喜久一郎

参議院議長 重宗 雄三殿

(小字及び一は衆議院修正)

都市開発資金金融通特別会計法案

都市開発資金金融通特別会計法

(設置)

第一条 都市開発資金の貸付けに関する法律(昭和四十一年法律第 号)第一条の規定による地方公共団体に対する貸付けに関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

(管理)

第二条 この会計は、建設大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(歳入及び歳出)

第三条 この会計においては、貸付金の償還金及び利子、一般会計からの繰入金、借入金並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、貸付金、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子、事務取扱費並びに附属諸費をもつてその歳出とする。

2 前項に規定する一般会計からの繰入金は、予算の定めるところにより、繰り入れるものとする。

(歳入歳出予算計算書の作成及び送付)

第四条 建設大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

(歳入歳出予算の区分)

第五条 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

(予算の作成及び提出)

第六条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出

しなければならない。

2 前項の予算には、次の書類を添附しなければならない。

一 歳入歳出予算計算書

二 前前年度の貸借対照表及び損益計算書

三 前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

(損益の処理)

第七条 この会計において、毎会計年度の損益計算上生じた利益又は損失は、翌年度に繰り越して整理するものとする。

(剰余金の繰入れ)

第八条 この会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

(歳入歳出決定計算書の作成及び送付)

第九条 建設大臣は、毎会計年度、歳入歳出予算計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、前条に規定する歳入歳出決定計算書並びに当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添附しなければならない。

(余裕金の預託)

第十一条 この会計において、支払上現金に余裕があるときは、これを資金運用部に預託することができる。

(借入金)

第十二条 この会計において、貸付金を支弁するため必要があるときは、この会計の負担において、借入金をすることが出来る。

2 前項の規定による借入金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

(一時借入金)

第十三条 この会計において、支払上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、又は国庫余裕金を繰替使用することが出来る。

(一時借入金)

2 前項の規定による一時借入金及び繰替金は、当該年度の歳入をもつて償還しなければならない。

3 第一項の規定による一時借入金及び繰替金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

(借入金及び一時借入金の借入れ及び償還の事務)

第十四条 第十二条の規定による借入金及び前条の規定による一時借入金の借入れ及び償還に関する事務は、大蔵大臣が行なう。

(国債整理基金特別会計への繰入れ)

第十五条 第十二条第一項の規定による借入金の償還金及び利子並びに第十三条第一項の規定による一時借入金の利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(実施規定)

第十六条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附 則

昭和四十一年四月十三日 参議院會議録第二十一号 都市開発資金融通特別会計法案外一件

六五四

1 この法律は、公布の日昭和四十一年四月一日から施行し、昭和四十一年度の予算から適用する。

2 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第七号の二の次に次の一号を加える。

七の三 都市開発資金融通特別会計の管理に

関すること。

第四条第四項中「第七号の二まで」を「第七号の三まで」に改める。

〔審査報告書は都合により第二十四号末尾に掲載〕

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十一年四月一日

衆議院議長 山口喜久一郎

参議院議長 重宗 雄三殿

(小字及び一は衆議院修正)

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第百七十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「百二十万円」を「二百万円」に、「五十万円」を「百万円」に、「八十万円」を「百五十万円」に改める。

第三条第二項及び第三項中「百二十万円」を「二百万円」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日昭和四十一年四月一日から施行する。

2 改正後の災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第二条及び第三条の規定は、昭和四十一年分以後の所得税について適用し、昭和四十年分以前の所得税については、なお従前の例による。

〔徳永正利君登壇、拍手〕

○徳永正利君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、都市開発資金融通特別会計法案について申し上げます。

本案は、都市開発資金の貸付けに関する法律の施行に伴い、都市の機能を維持・増進するため、東京、大阪等における特定地域の工場等のあと地、または、主要都市における都市計画画主要な道

路、公園等の公共施設の用地を、地方公共団体が先行的に取得するに際し、これら地方公共団体に對して行なう必要な資金の貸し付けに関する経理を明確にするため、新たに特別会計を設けようとするものであります。

なお、本法案は、衆議院において、施行期日を公布の日と改めるとともに、昭和四十一年度予算から適用するとの修正がなされたものであります。

委員会におきましては、貸し付け資金として計上されている十五億円で所期の目的を達成できると考えるか、また、将来、資金を拡大していく意図があるか、等について質疑がありました。詳細については会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近における所得水準の上昇及び所得階級区分の異動並びに課税最低限の引き上げ等に伴い、所得税の減免及び源泉徴収所得税の徴収猶予を受けることができる災害被害者の所得限度額を引き上げるものであります。

すなわち、住宅、家財について甚大な被害のあった者について、所得税の全部が免除される者の所得限度額を五十万

円から百万円に、二分の一に軽減される者の所得限度額を八十万円から百五十万円に、四分の一に軽減される者の所得限度額及び源泉徴収所得税の徴収猶予を受けることができる者の所得限度額を百二十万円から二百万円に引き上げようとするものであります。

なお、本案につきましては、衆議院において、施行期日を公布の日と改める修正が行なわれております。

委員会の審査におきましては、事業用資産の損失救済、所得税の雑損控除と本法との関係、非納税者の場合の救済等について質疑がありましたが、詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

まず、都市開発資金融通特別会計法案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 次に、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よって本案は、全会一致をもって可決せられました。

○議長(重宗雄三君) この際、日程に追加して、郵便法の一部を改正する法律案について、国会法第五十六条の二の規定により、提出者からその趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。郡郵政大臣。

〔国務大臣郡祐一君登壇、拍手〕

○国務大臣(郡祐一君) 郵便法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、郵便事業の円滑な運営とこれに要する財源を確保するため、郵便に関する料金を改定しますとともに、郵便物の種類体系等を整備して業務の能率化を進め、あわせて、利用者に対するサービスを改善するため所要の規定の改正を行なうとすることにあります。

まず、郵便に関する料金の改定の理由について

申し上げます。

郵便の主要料金は、昭和二十六年以来十五年間にはわたって据え置かれてきたまことに至っておりますが、最近における事業収入の伸びは鈍化の傾向を示し、一方諸経費、特に人件費の増高が著しく、昭和四十年当分初においては不足を生じている状況でありまして、このまま推移いたしますときは、昭和四十一年度以降におきまして収支の不均衡はますます大きくなることが予測されるに至ったのであります。他方、増高する郵便物を円滑に処理し、サービスを維持向上して時代に即応した郵便業務とするためには、それに必要な要員を確保し、局舎、施設を充実し、その他作業の近代化をはかることが急務であります。そこでこの際、これらに必要な財源を確保するため、郵便料金の改定を行なうこととした次第であります。

この法律案の提案にあたりましては、郵政審議会の答申を尊重いたしましたほか、値上げ幅につきましては、できる限り低位に抑えよう配慮いたしましたのであります。

次に、郵便料金の内容について申し上げます。

まず、第一種郵便物は、従来の第五種郵便物を統合して定形郵便物と非定形郵便物とに分けるとし、定形郵便物の基本料金はこれを十五円といたしました。郵便はがきは七円とし、年賀はがきの低料扱いは廃止することとしておりあります。また、第三種及び第四種郵便物の料金につき

ましては、それぞれの特質に応じて十分の考慮を加えております。

第二に、業務の能率的な運営をはかるため、種類体系の整備とともに郵便物の容積及び重量の最大、最小の限度を若干改定することとし、また、郵便物を大量に差し出す場合で、区分などについて協力されるものについては、料金の割引を行ない、さらに新しく簡便な書留制度を設けることといたしております。

第三に、郵便サービスの改善をはかるため、学術刊行物、書籍については従来より低料とし、書留郵便物の亡失などの場合における賠償限度額を引き上げるほか、非常災害の際における救助用物資を内容とする小包郵便物の料金を免除し、さらに書き損じ等の郵便はがきの交換を行なうことといたしております。

今般の法律改正によって料金が改定されますと、事業収支の均衡が得られますので、つとめて、事業の近代化をはかり、郵便物の確実迅速な送達を期し、もって国民各位の御期待にこたえる所存でございます。以上をもって、この法律案の趣旨の説明を終わります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。光村健助君。

〔光村健助君登壇、拍手〕

○光村健助君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま郵政大臣から趣旨説明のありまし

た郵便法の一部を改正する法律案に関して、佐藤総理並びに関係大臣に対し、若干の質問を行ないたいと思います。

ただいま郵政大臣は、本法案は、郵便事業の円滑な運営をはかるための財源を確保し、かつ、事業近代化のための前提条件を整備せんとする、非常に建設的な、前向きな法案であるかのような御説明をなされたのでありますが、私どもは、遺憾ながら、本法案のどこからも、そのような意図を読み取ることができないのであります。

まず第一点として、郵便事業財政の改善は、料金値上げ以外に方法がなかったかどうかについてお尋ねいたします。佐藤内閣は、本年に入ってから、一般物価の上昇に拍車をかけるように、一月一日の消費者米価の値上げに続いて、私鉄運賃、国鉄運賃の値上げを強行、健康保険料、これを追って、国営独占事業である今回の郵便料金の値上げまでも行なわんとするものであります。これら一連の公共料金の値上げは、必ず連鎖反動的に一般物価の値上げを呼び、今後の物価をますます騰貴の一途に追い込むものとして、悪評さくさくたるこの公共料金の値上げを、あえて行なわざるを得ない理由が、私にはよく理解できないのであります。この点について経企長官から御答弁をお願いいたします。

御承知のように、今日の郵便事業は、赤字財政に悩んでおりまして、四十年の予算におきましても、異例の、五十六億円にも達する赤字を計上

している事実にかんがみましても、郵便事業のあり方について、この際、抜本的な改善が必要と認められるのであります。わが党は、郵便事業経営の根本的改革について、従来からしばしば独立採算制の再検討の必要なことを力説してまいつたのであります。いまや、事業の現状は、その必要を一そう痛感させるものがあります。

最近における郵便事業収支の内容を見ますに、現在、郵便事業の赤字の大部分は、定期刊行物を内容とする第三種郵便物や、通信教育の教材等を内容とする第四種郵便物の料金が、文化の向上を目的とする社会政策的見地から、原価を無視した極端に低い政策料金に押えられているためであります。国民の一般利用者に最も密接な手紙においては現に黒字であり、「はがき」においてもほんのほすかの欠損で、おおむね収支の均衡が保たれており、さらに、速達、書留等の特殊料金においては相当な黒字を示しているにもかかわらず、政策料金の大宗を占める新聞の郵送料は、一通二円の収入に対して、約十一円の支出を要している現状であります。すなわち、新聞配給所が、自分で配達しては損な所、たとえば山間僻地の一軒家に、また、冬期積雪で歩行困難なときには、二円貼って郵便局に出せば、郵便はその一通のために数キロの雪の中を一々配って歩かなければならないのであります。一月月三十回にわたって、取り集めし、差し立てし、運送し、配達したサービスに対する収入が、一回二円の合計六十円にし

かならないというに至っては、全くわれわれの想像し得られないところでありまして、現に全国津々浦々において、毎日、無数に、これが行なわれつつあるのであります。今回の料金改定は、これら公共負担から生ずる赤字を補てんせんとする必要から行なわれたものと見られるのであります。が、いわゆる総括原価主義の美名のもとに、かかる公共負担が、郵便の本来業務である手紙、はがき等の利用者のみにかけられることは、きわめて不当な、不公平なことでありまして、これは当然、政府の責任として、一般会計からの繰り入れをもつて充当すべきものと考えられるのであります。この点について総理大臣にお伺いを申し上げます。総理大臣は郵政大臣の御経験者でもありますので、よくおわかりのことと思ひます。

現に、アメリカの郵政事業においては、原則としては収支相償うたてまえをとりながらも、国民の福祉その他の公共的サービスによって発生した不足分は、一般会計から補てんすることとしておるのであります。一九六三年における補てん額は、わが国の金に換算して約一千四百億円、事業支出額の約一〇％にも達しております。去る三十九年十一月の郵政審議会の「郵便事業近代化に関する答申」におきましても、「郵便料金決定の基準的事項を国民に対して明確にすべきである。」と述べられておりであります。政府は、これについて、どのような検討をなされ、どのような結論に基づいて、今回の改正案提出に踏み切った

のか。以上、政策料金による公共負担のあり方、及び郵便料金決定の基準等について、大蔵大臣並びに郵政大臣からの明確なる御答弁をお願いいたします。

次に、郵便事業のサービス改善計画についてお尋ねいたします。

おおよそ、一般に、料金を値上げしようとする以上、単なる赤字解消ということだけではなく、これに見合う反対給付が伴うのが当然でありまして、郵便料金の場合には、利用者に対するサービスの改善がその第一に掲げられるべきものでありましよう。たとえば、郵便事業の近代化による速達化、機械化等も、期待されるのでありましよう。郵便サービスの最大の使命は、何といつても、その送達の確実性にあると言わなければなりません。今日、郵便事業に対する国民の不信感ばかりで深いものがあります。一体、何日かかれば必ず着くかという郵便送達の確実性が失われているところに基因するものであります。最近におきましては、欠配、遅配は、全国的には、やや少なくなつて、改善されてきたようですが、いまだに、それが根絶せられないのは、われわれの日常において、現に幾らも体験しているところでありまして、就職試験の日時とか、あるいは採用の通知、会合の知らせなどの郵便のおくれが、人生の悲劇を生んでいるということは、各新聞への投書がいまだにあつたを断たないのを見ても、明らかとなつておりまして、まことに遺憾であり

ます。日本経済の構造変化によって、人口の都市集中化が避けられないことは、だれでもが予測できるところであります。人口動態の変化に伴って郵便利用動態も変化することは当然でありまして、このような社会情勢の変化に即応できる、確たる長期計画のもとに郵便事業が運営されていなければ、今日のような送達の不確実性は起り得ないものと思われるのであります。郵政省は、本法案の提出にあたり、普通通常郵便物の航空機搭載により、全国主要都市間を速達し、翌日配達を確保するといつて、これをサービス改善の一枚看板に掲げようとしてありますが、私は、郵便送達の確実性を期する上において、航空機搭載にどれだけの期待がかけられるか、まことに疑わざるを得ないのであります。現在の郵便物の流れを見ますと、全体の約五五％は自府県内相互間の郵便であり、さらに約七〇％はその郵政局管内相互間の郵便でありまして、したがって、これらは航空機の利用を必要としないものばかりであります。また、今日の郵便が遅配となつてゐる原因は、郵便の輸送に要する所要時間の問題よりも、引き受け、配達という、郵便局における業務運行の方法の問題があることは、アメリカ本土から羽田まで、わずか十数時間で運ばれてくる外国郵便物が、羽田から東京都内のあて所に配達されるまでに数日を要することがあるという現実、問題があるものであります。私どもは、言うがごとく、北は札幌から、南は福岡・鹿児島までも、翌日配達

を確保してくれとは申さないのであります。東京、大阪のごとき、都内、市内は、翌日に配達するとか、東京から大阪には翌日、東京から福岡・熊本には三日目、東京から北海道には三日目というふうに、おおよその基準が示され、それが確実に完全実施されることが、最大のサービスとして望まれるのであります。遠隔な地方には三日でもよいから、そのかわりに、必ずその日限には、一通も誤りなく配達してもらう確実性をこそ、望んでいるのであります。

さらに、私どもが心配しておりますことは、今回の改正案において、現在二十億通をこえる一番大切な第一種の手紙に、従来の第五種である印刷書状、ダイレクトメール、業務用書類等約二十億通の七割近くのもの、密封され、定型化されて、第一種に加わってまいりますと、第一種は実に四十億通に近いものになると予想されるのであります。従来においても、一番重要な手紙に、いまだ選配があとを断たないのに、あまり急がないダイレクトメールのようなものが加わって、倍近いものになりますと、大切な第一種の疎通に支障を来し、また再び、多くの選配を生ずることになりはしないかと憂うるものであります。

郵政省は、このたびの料金改定に伴い、事業の近代化のための施策として、大幅な局舎の整備新築に約六十億円を計上し、また、二十数億円を投じて、郵便の機械化等、近代化をはかり、さらに平年度七億六千万円をもって、遠隔地への信書の

航空機搭載の実施等によって、今後は選配の心配はないと言われておりますが、国民は、はたして、これだけの施設で、直ちに選配がそのあとを断つと信用するでございましょうか。郵便に対する国民の不信は根強いものがあります。料金改定の前に、大都市周辺の郵便事業近代化に主力を注ぎ、事業運営の機械化、従業員の大量の配置、きめのこまかい緻密な労務管理等を行なうことによって、郵便送達を安定を確保せられてこそ、国民も少々の料金改定はやむを得ないものとして納得するのではありますまいか。この郵便送達の確実性について、郵政大臣の所信のほどを明確に御答弁願いたのであります。

最後に、私は、今回の料金改定後の郵便事業の財政上の見通しについてお伺いしたいのであります。私は、郵政当局が確たる財政計画をお持ちの上、本法案をお出しになったのかどうか、疑わざるを得ないのであります。昨年末の郵政審議会の答申によりますと、今後五カ年間の事業収支の安定をはかるためには、少なくとも三六・八%の料金改定の必要を認めるが、諸般の事情を考慮して、さしむき今後三カ年間の収支の均衡を目途に、最小限二九・五%の値上げを行なうべきであると述べているのであります。政府は、この答申に基づいて本法案を作成したといわれるのでありますから、もし答申の基礎資料が正しいものとすれば、今回の政府が行なおうとしている、さきの答申を下回った二八・八%の料金改定で、し

かも七月からの実施であるとするれば、当然、今後二年半程度で再び事業財政の行き詰まりを来たことになる勘定であります。しかるに政府は、さきの衆議院における予算審議において、今回の二八・八%の料金改定をもつてしても、なお今後五カ年間にわたる収支の均衡が保てるだろうと言明せられておるようですが、はたして何を基礎として本改正案をおつりになったのか、私どもはその真意のほどが理解できないのであります。郵便料金のよきな、国民大衆のふところに直接響く公共料金の値上げにあつては、その計画は、あくまでも緻密に、今後数年間は改定しなくてもよいとする具体的数字に基づいた確約が国民に明示されなければならぬと思うのであります。単なる当局の胸算用とか、本改正案を通すための一時的な方便としての口約で終わってはならないのであります。郵政審議会の答申との食い違い、今後何年間値上げしなくてもやっていけるかという見通しについて、郵政大臣の納得のいく御説明を伺いたいののであります。

以上をもちまして、私の質問を終わります。
(拍手)

〔国務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○国務大臣(佐藤榮作君) お答えいたします。

私がしばしば申し上げますように、佐藤内閣に課せられた課題は、物価の安定並びに不況の克服だとか、かように申してまいりました。そういう際に、御指摘になりましたように、米価あるいは国鉄、また今度は郵便料金の値上げをせざるを得な

い、まことに残念な状態であります。これらの事柄が一般物価に影響を与えることは、御指摘のとおり、もちろんあるだろうと思ひます。私も、そういう意味で、この点を非常に慎重に扱つたつもりであります。また、その上げ幅、その時期等につきましては、特に考慮を払つたのでございします。

郵政事業そのものが赤字である、これを克服するの一体どうしたらいいのか。——もちろん近代化や機械化等がはかられております。また、そういうような赤字が出た場合には、光村君も御承知のように、一般的に、借り入れをするとか、あるいは一般会計から赤字の補てんをする、あるいはまた料金の引き上げをして、それをまかなうとか、こういうような方法があるわけでありまして、いわゆる借り入れ金制度ではこれは根本的な解決方法でないことはおわかりだと思ひます。いつのときか料金改正をせざるを得なくなる、かように思ひます。一般会計からする赤字補てん——特に御指摘になりましたような政策料金等について、この問題はあると思ひますし、アメリカなどでもそういう処置をとつております。しかしながら、今日、私どもは、この種の公共事業は独立採算であるべきだとか、かように思つております。その独立採算は、総括原価主義による独立採算、かように私は基本的な態度をきめておりますので、ただいま言われますように、一部、扱い種別に

よって、あるものはペイしている、あるものは赤字だと、かように考えられて、それぞれのくふうをしろということ、私は賛成しかねるのであります。ことに扱い種別につきましては、そのものの社会的あるいは文化的意義等によりまして、特別料金制度があるわけでありまして、これをそれぞれの社会的理由あるいは文化的理由で安くしておるからといって、総括的な原価主義を乱るわけにはいかないと私は思っております。全体の問題として、これをただいま考えておるのであります。御指摘になりましたように、独立採算制を再検討しようと、こういうお話でございますが、私はこれには賛成をいたしません。一般国民の負担においてこれをまかなうということに、これはやはり利用者負担によって処理すべきが当然だろ、かように私は考えているのであります。また、光村君は、さすがに御出身が郵政省でありますから、専門的な御意見等が出ておりますが、これらのことは委員会におきまして十分御審議をいただきたいと思います。

その他の事柄につきましては、それぞれの担当大臣からお答えいたします。(拍手)

〔国務大臣(郡祐一君登壇、拍手)〕

○国務大臣(郡祐一君) 初めに料金のあり方についてのお話がありました。総理からお答えがございましたように、郵政事業特別会計自体が企業的に経営すべきものであるということを、法律上

規定いたしてあります。したがって、第三種郵便物等について、これが社会的、文化的な意義がありますならば、低料扱いにいたしました場合においても、独立採算と総括原価主義との調和においてこれを維持すべきものであり、アメリカにおいては、御指摘のように、公共サービスについての国庫補てんがございしますが、他の国はいずれも、これらの種類のものについても低料扱いをいたしております。文化的な、社会的な意義に着目しているものと存じます。

料金のあり方について、郵政審議会の料金決定基準の明確化についての答申を採用しているのかどうかというお尋ねがございました。答申の骨子は、このたびの改正案で、ほとんどすべてを採用しているのであります。すなわち、全国の均一料金制を維持すること、独立採算制を維持すること、区分協力等によって郵便局の負担が軽減した場合に割引をいたすこと、これらのものはいずれも採用いたしております。このたび部分的に取り上げておりますのは、政策料金を直接経費に見合わせるようになるべくつとめるといふ点、これは御承知のように、三種を五割増しの程度にとめておりますが、直接経費に見合う程度のところまでは次第に持っていく努力はしてみたいものだと思っております。

なお、そのほかに、この答申にございます特殊料金の政令委任の点は、ごもっともだと思いますけれども、この公共料金については国会で十分懐

重に御審議をいただくという趣旨で、政策料金等はただいまのようにいたしましたのとおわせて、政令委任の分につきましては、直ちに採用はいたさず、国会に御審議を願う、従来の扱い方を維持しておるわけでございます。

次に、送達の実現性について強調なさいました。非常にごもっともな点だと思えます。したがって、私ども、航空機搭載は、むしろ大都市間のことを考えておるのでありますが、近隣の専用自動車等の増強はぜひいたしたい。大都市、ことに周辺発展地域の局舎の整備をいたすと同時に、そこへの要員は充実配置いたします。こうしたことも、すべてを早くというより、むしろ送達を確実にして、国民の信頼をつなきたい、という点でございます。したがって、いま光村さんが御指摘のように、翌日配達ということ、私はむしろはつきりと、どこどこには、いつ出した郵便は、いつ届くということを、公に郵便局その他に揭示でもいたしまして、そのお約束を果たしてまいら。およそこれから一年ぐらいの間には必ずお約束どおりできるといふぐあいにしたしたいと考えております。

次に、この送達の実現性に関連して、五種を統合したが、これにかえて業務がふえやせぬか。この点はむしろ反対でございます。従来のように郵便局員が、一種、五種の区分けをする必要がなくなつてまいります。それから規格内の郵便物が増加いたしますから、業務量は減少いたしま

す。また、区分協力等による割引等もいたしております。これらのことによつて、五種ダイレクタメールを統合いたしましたも、配達の正常化は確保できるように考えております。

最後に、今後の収支の見通しのお尋ねがございました。お話のように、郵政審議会は二九・五％の答申をいたしました。政府といたしましては、あくまで厳密に、資料によつて考え、したがって、委員会等において資料によつて御検討願いたいと思っておりますが、郵便物の利用状況は順調な伸びが期待できます。ことに、四十三年度以降は年五％以上の利用増は期待できます。こと、業務の正常運行、また、物価の安定による収支の均衡が期待できますので、今後五カ年間は改定の必要がない、という見通しを立てております。詳細は委員会において、資料によつて御説明申し上げます。(拍手)

〔国務大臣(福田赳夫君登壇、拍手)〕

○国務大臣(福田赳夫君) お答えを申し上げます。

私に対しましては、今回の郵便料改定を決定したいきさついかん、こういうことでございしますが、かねて郵政大臣のほうから今回の御提案がありまして、私も慎重にこれを検討いたしましたのであります。つまり、国民の生活に大きな関係がある、これはよほど検討しなければならぬと存じたからであります。御指摘のように、今日、郵政会計は非常に悪化をいたしている。しかも、その内

容を見てもみまると、その支出の大部分が人件費でありまして、会計の運営にゆとりがない、硬直しているという状態でありまして。こういう状態は、昭和二十六年以来の郵便料据え置きというよりなところからきていると思うのでありますが、ともかく何らかの策をとらなければならぬ、こういうところからきていると思つたのであります。

さあそれでは、借金でつなぐかというが、そういう硬直からきた非常な事態に對しまして、借金でやる、これは私は一時のびぼう策にすぎない、こう思うのであります。また、いま御指摘のように、一般会計でこれを負担したらどうか、こういうお話でございますが、この郵便会計が行なう事業は、特定の個人に對する、つまり受益者に対するサービスでございます。そういうようなことを考えますときに、国民全体から徴収いたしまする税をもつてやるということは適切ではない。やはりこれは受益者負担の原則でやるべきだ、こういうふうにはまあ考えざるを得ないのであります。そういう考え方で郵便料引き上げということになるわけでありまして、これをいつのタイミングにするか、まあしばらくつないで後年度というふうなお考えもあるかもしれませんが、しかし、先に送れば送るほどこの事態は悪化する、改善されるという見通しはございません。やはりあとに送れば送るほど郵便料改定の断層を大きくする、こういうことに相なる。かようなことから、今回郵便料の引き上げまことにやむを得ざるものであ

る、かように判断いたしましたして、賛成を申し上げた次第でございます。(拍手)

〔国務大臣藤山愛一郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(藤山愛一郎君) 私に對する御質問は、なぜ郵便料金の値上げに同意したかと、こういう御質問だと思つて。大体、総理大臣及び大蔵大臣等からすでお話ししましたところで尽きておるのでございまして、私がそれにつけ加えることはなと思ひますが、ただ、今回の場合におきまして、郵政大臣に對しましては、人件費が七〇%以上で、必ずしも機械化、合理化の余地はないかもしれないけれども、できるだけ機械を採用し、あるいは運搬要員の執務改善をして、労働負担を軽減すると同時に、迅速的確な配達が行なわれるように、そして一般市民の満足を得るということをしることを、ぜひともやつてもらいたいというところを申し上げまして、同意をいたしました次第でございます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 田代富士男君

〔田代富士男君登壇、拍手〕

○田代富士男君 私は、公明党を代表しまして、ただいま趣旨説明のありました郵便法の一部を改正する法律案に對し、総理並びに関係大臣に若干の質問をいたします。

この法律案は、さきの国鉄料金値上げに続き、物価高に悩む国民大衆にとつて最も注目を集めて

いるものであります。そこで、まず第一にお伺いしたい点は、この郵便料金値上げに對する政治姿勢についてであります。総理大臣は、不況の克服及び物価安定を重要政策項目にあげておりますが、しかし、政府の唱えた物価安定政策はいまもつて一向その効果をあげておりません。かえつて逆に物価高を増進している感があります。昨年の全都市消費者物価指数は、前年の上昇率三・八%を大きく上回り、七・六%という驚くべき値上がりを示しております。この事實は、口では物価安定に力を入れていると云っている佐藤内閣も、その対策を何ら持ち合わせていないことを如実に示したと言えらるものであります。一月一日よりの米

価の値上げ、私鉄及び国鉄料金の値上げ強行、さらには、健康保険料金の値上げをしようとしているなど、政府がみずから公共料金を引き上げることは、物価安定を唱えていることと、あまりにも矛盾していると言えらるものであります。総理は、このことに對して、真に国民の生活安定を心から考へての上で値上げ政策をとつたのかどうか、まずお伺いしたいのであります。また、国営独占事業である郵便料金の値上げは、一般物価の値上げをさらに拡大せしめていくことは火を見るよりも明らかであります。政府は、四十一年度において、消費者物価の上昇見通しを六・五%とし、そのうち一%は政府の政治的努力によつて引き下げ、五・五%程度にしたいとの意向を予算委員会において述べていましたが、一方では公共料金の引き

上げを断行して、どうして一般物価の安定がはかられるのか。政府の言う政治的努力を見出すことができないのであります。この点について、具体的に、なおかつ、国民大衆が納得のいくように総理の御所見をお聞きしたいのであります。

質問の第二は、今回の郵便料金値上げに對して、政府は、「家計に及ぼす比率が〇・一四%にすぎず、若干の値上げがあつたにしても影響は全くない。また、一般物価に對する影響力も大きくない」と言つておりますが、このような見解は、ことし一年の出発ともいふべき一月元旦に、国民生活の根本ともいふべき米価の値上げを実施した暴挙と全く同じであり、国民生活を無視した考えと言わざるを得ません。実に国民不在の政治と言わざるを得ません。このようなことでは、物価問題の根本的解決はなされなかつたと思ふ。この点、総理並びに郵政大臣はどのように現実を見ていられるのか、国民の郵便料金値上げ反対の声をどう受け取つていられるのか、お聞かせ願ひたいのであります。

質問の第三は、郵便料金の値上げ幅と赤字解消の關係についてお伺ひいたします。

今回の郵便料金の値上げ幅を、手紙は五〇%、はがきは四〇%、全体を通じては二八・八%の値上げを見込んでおり、これによつて、今後三年間の郵便事業の赤字解消と合理化をはかりうとしておりますが、現在の郵便事業の赤字を単なる料金値上げによつて解消しようとする態度は、あまりに

も安易な解決策と言わざるを得ません。今日まで郵政省として、この赤字解消のために、近代化、合理化に向かってどのような企業努力を推進してきたのか、この点について郵政大臣に具体的に御説明していただきたいのであります。

質問の第四は、独立採算制度についてであります。現在の郵便事業は、昭和二十四年より独立採算制度がとられてきましたが、この独立採算制のあり方について、この際、再検討する必要があると思うのであります。郵便事業をはじめ国営または公社経営の事業に対しては、政策料金からくる公共負担というべき赤字が当然生じてくるのであります。それを独立採算制をたてに、この赤字の解消を一般利用者の負担としていくことは、はなはだ不適当であると考えられます。また、今回の郵便料金値上げによって、郵政省当局が計画している合理化、また近代化による集中処理局の設置、自動区分機、電子計算機を応用する機械の開発研究等に必要な、多くの資金を捻出しようとしております。この赤字の解消や設備資金については、郵便料金が低料金制度をとっており、それが国民文化の普及向上に貢献するところがさくぶる大であるだけに、独立採算制の制度下においては、少なくとも一般会計によってその直接経費を負担すべきであります。これでこそ、郵便事業が本来の目的を達成することができると言えるのであります。この点について、大蔵大臣、郵政大臣のお考えをお尋ねします。

質問の第五は、郵便のサービスのあり方についてであります。今回の改正案では、値上げをすることによって、サービスの徹底、スピード化をはかると言っており、そのために航空機輸送に大きなウエイトがかけられております。ところが、現在の郵便物数の五五%が自府県で配達され、これを含めた地方郵政局管内の扱いは全体の七〇%であり、残りの三〇%のみが遠距離郵便物となっております。そのため、航空輸送により都市間のスピード化はなされたとしても、配達局での誤配、遅配等の解消がなされない限り、サービスの向上には結びつかないと思うがどうか。また、郵政省では、配達のスピード化、正確性を来たすために、昭和三十七年五月に五カ年計画で住居表示制度の設置がなされたのであります。昭和四十一年一月になっても二〇%しか進行していない現状であります。このことは、地方自治体によって推進されることになっていくが、郵政省としてどのような対策をいまままで講じてこられたのか、また将来の見通しについてはどのような計画を持っているのか、お聞かせ願いたいのであります。

以上、郵便事業に対する基本的な問題を取り上げてまいりましたが、結論としてお伺いしたいことは、郵便事業の全支出中の八〇%を占める人件費による赤字だけが問題であり、その補てんにすなわち郵便料金の値上げをもつてつじつまを合わせようとする安易な態度は、改めるべきであります。考えてみますれば、このように人件費が高騰

した原因は、政府の高度経済成長政策の失敗による異常な物価上昇というひずみであり、郵便事業がかかる赤字をかかえるようになった原因も、実はここに問題があると断ぜざるを得ないのであります。その責任を総理はどう考えておられるのか、お伺いいたします。この失敗を反省しないままに、国民生活の負担に置きかえるというような政府の政策には、納得できないのであります。総理は勇断をもって、大衆のため、今回の値上げを中止する決意はありますか。どうかお伺いして、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕
○国務大臣(佐藤榮作君) お答えいたします。

私に対するお尋ねは、主として物価との関係のようでございますが、しばしば申し上げますように、この内閣の目下の課題は、物価を安定することと、不況を克服することにある、かように申しております。私も、その意味で、この二点に重点を置いて、今回の郵便料金の値上げにつきましても、これを年当初におきまして一応予定いたしましたのであります。すでに本年度の五・五%の消費者物価の値上げ目標というものは、これは公共料金の値上げを見込んだ上で五・五というものを実は目標に立てたのであります。したがって、在来からの物価安定方策、それと実は矛盾するものではありません。私が申し上げるまでもなく、この種の公共料金の適正化等につきましては、これは、いたすらにただとめるだけが能であ

るわけじゃありません。必ずいつのときか、これを是正しなければならぬ。そういう羽目にこれが入っているのではありませんから、ただ政府として考えられるのは、その上げ幅についても十分考慮して、そうして相当の期間もう改定をしなくても済むように、そういう上げ幅をすること、また同時に、公共料金の値上げを見込んだとは申しませんが、他のものと重ならないようにして、消費者物価に及ぼす影響をできるだけ小さくする、こういう努力をいたしたつもりであります。そういう意味で、今回の郵便料金の値上げを御審議いただくのであります。また、これが総括原価主義により、また独立採算制によるんだということは、先ほど光村君にもお答えしたところでございますから、省略させていただきます。また、委員会等におきましても十分御審議を得たい、かように思うのであります。私は、かような観点から見まして、今回の郵便料金の値上げは、これはやむを得なかつたものと、かように思いますので、ただいま御勧告がありましても、これを取り下げるつもりはございません。

ただ、人件費等につきまして、ただいま八〇%が人件費だと言われますが、私も、郵便事業とすれば大体七〇%程度、これが人件費のように実は思っております。この人件費が事業経営上の負担になる、こういう点で、いわゆる機械化も進めていくとか、さらに合理化を徹底さす、そうして、サービスを低下させない、こういうような

努力をただいまいたしておるのであります。それらの点をも十分御理解いただき、今回の料金値上げがやむを得ない仕儀であることを御了承賜わりたいと思います。(拍手)

〔国務大臣郡祐一君登壇、拍手〕

○国務大臣(郡祐一君) お答えいたします。

初めに、料金の国民生活への影響、これは田代さんもお引きになりましたが、家計費調査によれば、家計費の〇・一四、これを——家計費調査をも

とにして消費者物価指数ができておりますが、これによりまして〇・二になっております。郵便料金このたび御提案申し上げております値上げによる影響というのは〇・〇六でありますから、したがって、心理的影響ということとは私ども十分考えておりますが、一般物価への影響はほとんど考えられませんし、かつ、利用者の一割五分ないし二割程度が一般家庭の方でいらつしやいまして、残りは大企業等が利用しておりますのであります。したがって、こうした点から考えましても、国民生活への影響はほとんどなしに、ものを考えていくことができる種類のものかと思っております。

次に、二八・八%の値上げの具体的根拠というお尋ねでございます。ただいま申し上げましたように、国民生活への影響を、直接の影響は考えないといいたしましたが、これからのサービスの向上によって、国民の御期待にこたえなければならぬのでありますから、したがって、今後は

可及的低位に押える、そうして、今後の郵便物数の増加というものを確実に把握いたしまして、サービスの向上を——送達速度を確保するとか、機械化だとか、窓口事務を改善するとか、こういうサービスの向上につとめてまいりたいと思っております。ことに、人件費の見通しを十分立てて収支計算をいたしてみますと、二八・八%値上げによつて、先ほど申しましたように、五カ年間の収支を見込むことができるのであります。

次に、政策料金は一般会計で負担したかどうかというお尋ねがございました。これは、郵便事業は全体として収支の均衡を保ちます独立採算制のたてまえから申しまして、いわゆる政策料金が適度なものであるならば、かつ、適度なものであるという保証ができるならば、これを国民の直接の負担、税という形においてまかなわなければならないと思ひます。また、田代さんが御指摘になりました、近代化、機械化等は国庫で負担できないだろうか——これは私は所見を異にするのであります。郵政事業自体の運営のために必要な経費でございます。したがって、局舎を建設いたすというような建設資金は、これは私は、ある部分は借り入れによるのが適当だと思ひますけれども、事業の近代化、機械化自体は、郵政事業会計において解決するのが筋だと考えております。

次に、遅配が配達段階で起こるのであるから——この御指摘はごもっともであります。私

は、したがって、配達作業面の改善、たとえば、ことに大都市には、その現実が非常に顕著にあらわれておるのでございますが、配達をいたします区画の適正化を保つこと、適正区画を設定すること、それから要員を充実いたすこと、こういう配達作業面の改善と相まちまして、御指摘になりましたような近距離間の輸送、自動車その他、機械の利用が必要なんでございますが、そういう配達輸送と相まって遅配の解消ができるものであり、このたび料金改定によつてお願いいたしました予算によりまして、これらの正常運行を期待することができております。

住居表示の進捗状況、対策というお尋ねでございますが、これは、現在五百八十三地区の中で、二百四十二地区が実施に着手いたしております。特に、東京都の特別区では、全面積の六三%が実施できておりますので、四十二年度から四十三年度にかけて、人口十以上の市街地は完了いたすと思ひます。郵政省といたしましては、関係省とともに住居表示協力会等の推進を極力いたしまして、現状の非効率から早く脱却いたしたいと思っております。

最後に、お話がございましたが、郵政全職員は、今日の郵便料金の改定をお願いいたします機会を出発点といたしまして、お話のとおり、安易な態度を排して、国民の信頼にほんとうにこたえる業績をあげる覚悟でおりますので、よろしく御後援をお願いいたします。(拍手)

〔国務大臣福田赳夫君登壇、拍手〕

○国務大臣(福田赳夫君) お答え申し上げます。

私に対しましては、この際、郵便料金の引き上げを取りやめまして、一般会計から補てんしたかどうか、こういうような御趣旨のお尋ねでございますが、先ほど申し上げたとおり、いま郵政会計が非常に硬直化しておる。しかも悪化しております。今後ますますその傾向が強まる。そういう事態に対しまして、これは恒久的な対策を講じなければならぬ。その恒久的な対策といたしまして、料金の引き上げがいい。それはやはり、郵政事業の行なう事業は、特定の国民に対するサービスであります。それを、一般の国民から徴求する税をもつて支弁するということは適切でない、かように考えたからであります。どうも、郵便料金の引き上げをするということは安易な行き方ではないかと、こういうお話でございますが、米の問題につきましても、あるいは国鉄の問題につきましても、あるいは郵便の問題につきましても、みんなこれを一般会計から入れろという、この考え方こそ、私は安易な考え方だと、こういうふうに思ひます。みんなこれは国民の税金に、はね返ってくるのです。いま計画をいたしております減税計画、これもできなくなつてしまふ。むしろ、減税ができないばかりでなく、それをこえて増税でもしなければ追つかない。こういう計算になるので、それでいいでありましょいかと、かようにお尋ねをいたしたくなるのであります。いろいろ

昭和四十一年四月十三日 参議院會議録第二十一号

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案、産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案及び産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

六六一

検討いたしました結果、万やむを得ざる処置と考へた次第でございます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) これにて質疑の通告者の発言は全部終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

○議長(重宗雄三君) 日程第四、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案、産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案及び産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案(趣旨説明)。

三案について、国会法第五十六条の二の規定により、提出者からその趣旨説明を求めます。三木通商産業大臣。

〔国務大臣三木武夫君登壇、拍手〕

○国務大臣(三木武夫君) 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

御承知のとおり、わが国石炭鉱業は、エネルギー革命の進行に伴い、きわめて憂慮すべき状況におかれており、政府といたしましては、従来から、第一次及び第二次石炭鉱業調査団の答申に基づき、各般にわたる措置を講じてまいりました。が、石炭鉱業の構造的危機は予想以上に急迫の度を強め、このまま放置することを許されない情勢に立ち至っております。このため、昨春以来、石炭鉱業審議会において、石炭鉱業の抜本的安定対

策について慎重な検討が進められ、昨年十二月中旬間答申が提出される運びに至ったのであります。

政府といたしましては、中間答申の後、この答申の趣旨を尊重し、石炭対策を強力に推進する旨の閣議決定を行ない、今後の石炭対策の基本的方向を明らかにいたしました次第であります。

この方針に沿いました諸措置の一環として、今回、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正を提案いたしました次第であります。

この法律案の内容の第一点は、石炭鉱業の安定出炭体制の確保に資するよう炭鉱の機械化を促進するため、新たに炭鉱機械貸し付け制度を創設することとし、石炭鉱業合理化事業団にその業務を行なわせることとしたことであります。政府は、従来から、近代化資金貸し付け制度等の融資措置を講じて、炭鉱の機械化を推進してまいりましたが、この制度は、融資措置では実現が困難でありました新鋭機械等の導入及び普及をはかつていくこととしたものであります。

改正の第二点は、石炭鉱業の合理化と資源の合理的開発に資するよう、石炭鉱業合理化事業団の保有鉱区及び石炭鉱山整理促進交付金制度により放棄された鉱区について、鉱区調整の一環として、その特例的な再活用をはかることとしたことであります。従来、これらの鉱区につきましては、石炭を採掘することができないようになっておりましたが、隣接鉱区から一体的に開発することが著しく合理的である場合には、例外的に、そ

の活用を認めることとしたものであります。

改正の第三点といたしましては、石炭鉱業合理化事業団が行なう石炭運賃の延納にかかる債務の保証業務を昭和四十二年三月三十一日まで延長することとしたことであります。鉄道運賃の値上げに際しましては、石炭鉱業の経営悪化を極力防止する見地から、値上げ分について一カ年の延納措置を講ずることとしておりますが、それに伴い、事業団の保証業務を延長することとしたものであります。

なお、以上のほか、石炭鉱業合理化事業団の役員欠格条項も整理することとしたしております。

以上が石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。

次に、産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

産炭地域振興事業団は、石炭鉱業の不況により特に疲弊の著しい産炭地域において、鉱工業等の計画的な発展をはかるため、産炭地域振興の推進機関として昭和三十七年七月に設立されたものであり、これまで、工業用地の造成、ぼた山の処理、設備資金の貸し付け等の業務を行なつてまいりました。産炭地域の現状は、産炭地域振興事業団のこれらの事業の実施等により、最近ようやく

改善のきざしが見え始めてはおりますが、その疲弊は依然として著しいものがあり、産炭地域の振興を促進すべき必要性は、なお続いております。

このため、この法律案におきまして、産業基盤の整備及び企業誘致の一そうの推進の見地から、産炭地域振興事業団に、従来の業務のほか、同事業団が造成した工業用地において使用する工業用水の開発、供給及び産炭地域の振興に必要な鉱工業等を営む者に対する長期運転資金の貸し付け、また出資の業務を新たに行なわせようとするものであります。このうち、工業用水の開発供給事業としては、当面、筑豊鞍手地区のクリークの活用による用水開発事業を二カ年計画で行なうこととし、また出資事業としては、四十一年度におきましては、ぼた山利用による人工軽量骨材製造事業の企業化を行なう予定であります。

なお、この法律案においては、産炭地域振興事業団の監事の職務権限を強化するとともに、役員欠格条項について所要の整理を行なっております。

以上が、産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。

次に、産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

産炭地域振興臨時措置法は、石炭鉱業の合理化

に伴い疲弊した産炭地域の振興をはかるため、産炭地域における鉱工業等の急速かつ計画的な発展等をはかることを目的とし、昭和三十六年十一月十三日から昭和四十一年十一月十二日までの期限立法として制定され、以来、この法律に基づく産炭地域振興計画を基礎として、産業基盤の整備及び企業

小野明君。

〔小野明君登壇、拍手〕

○小野明君 私は、日本社会党を代表し、ただいま趣旨説明のありました石炭関係三法案に関連いたしまして、総理並びに関係大臣に若干の質問を行なうものであります。

現在の石炭危機を象徴している基本的な問題は、石炭産業の将来に対する不安感、並びに真の意味における生産力の荒廃であります。石炭産業における労働生産性は、ここ数年急激に上昇しておりますが、これは非効率炭鉱の買いつぶしが計画以上に進められた結果にほかならず、ビルドとして生き残った山にいたしても、坑内の骨格構造の近代化、機械化が停滞しているものであります。このため、出炭総量は必ずしも伸びてこないものであります。近代化、機械化の停滞は、通産省の昭和三十九年度「設備、切羽調査」によっても明らかで、採炭掘進機械の在籍、使用台数が、昭和三十五年をピークに、その後は減少ないし停滞の傾向にあることから証明されるところであります。また、炭鉱近代化の指標とされておりました立坑開発は全く停滞し、依然、斜坑方式が優位を占めているのに反し、第一次答申で規制されたはずの第二会社は、昭和三十五年以来続出し、独立中小鉱の存立さえ脅かすほどになっておるのであります。このような結果をもたらしたのは、第一次答申以来の石炭政策にありますが、これは明らかであり、石炭産業がかかるとなつたのは、も

ともと政府の石炭政策には長期の展望がなく、きわめて場当たり的なものであつたからであります。

このことは、五千五百万トンの出炭を目標とした、第一次、第二次石炭答申に対し、政府と経営者の無為無策と相まちまして、政策の破綻を見、五千万トンベースをも割るような事態に追い込まれた事実をもつても明らかであります。昨年

夏、石炭局長は大手代表を招致いたしましたして、出炭に対する要請と警告を発し、労働者はこれに応じまして増産体制をとり、ようやく五千二百万吨に到達したものであります。しかるに、今日、貯炭は一千万吨にのぼり、山元貯炭だけでも三百万トンになるといわれております。石炭不足といわれて増産をすれば、すぐ貯炭となり、引き取り先のないという状態は、何を物語るのではありませんか。これは、政府並びに日本財界全体の石炭に対する認識の欠陥を意味するものであります。同時にまた、政府に総合エネルギー政策がないままに放置されてきたからにはならないと思ふのであります。しかるに、政府は、いたずらに事態を遷延し、ここまで追い込まれて初めて、総合エネルギーにおける石炭の位置づけに基づいて新たな石炭政策を打ち出そうとしているのであります。あまりにもおそきに失した感はいふまでもないであります。この際、総理並びに通産大臣は、今日までの石炭政策についてどのように批判を持ち、反省をされておられるのか。また、焦眉の問題である本年度の需要確保と総合エネルギー

政策に対する決意のほどを明らかにしていただきたいのであります。

第二の問題は、炭鉱における労働力の流出と苦汗労働の復活という点であります。

第一次答申の当初計画では、目標年次四十二年度における人員を十二万人台に置いておりましたが、三十九年六月には、すでに十一万人台に達するという状態であります。この中で、特に若年技能労働者の離山が激しく、労働力の老齢化が急速に進んでいることが重大であります。さらに、いわゆる離山ムードの高まりの直接の動機は、石炭産業に対する将来の不安にあります。基本的には、生命の危険と低賃金に基因しております。御承知のとおり、先進資本主義国の炭鉱賃金は、全産業の中で首位を占めていますが、わが国では、労働省調査によると、昭和四十一年十一月現在、二十五業種中石炭炭鉱は第六位でありまして、坑外夫に至っては第二十位なのであります。また、切羽箇所への深部移行に伴い、高温箇所は全国的に広がり、三十七、八度の高温かつ劣悪な労働環境の中で、大手炭鉱においてさえ十時間労働が常態化し、体力の消耗は著しく、熱中症に苦しむ労働者が多いのであります。ことに、中小炭鉱では、なおさら労働基準法を無視した苦汗労働が復活しております。また、答申で厳重に規制されたはずの粗夫は、労働省調査によると、大手炭鉱ほどその依存度が高く、九十六山二百四十事業所の八六％に労働基準法違反が認められたと報告されてお

以上が、産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。

昭和四十一年四月十三日 参議院会議録第二十二号

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案、産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案及び産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

昭和四十二年四月十三日 参議院會議録第二十二号

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案、産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案及び産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

六六四

ます。石炭危機が労働者の離山を促進し、労働力の流出が石炭危機に拍車をかけていることを、政府はお認めになりますか。お認めになるならば、労働者を確保するのにいまま最も必要なことは、石炭危機の救済という基本問題はあるといたしましても、時間短縮と資金の大幅引き上げにあると思うのでありますが、政府は、抜本策の中で、あるいは当面現実の問題として、いかなる措置をとられようとしているのか、お伺いをいたしたいのであります。

第三の問題は、災害の増大と保安体制の崩壊であります。

三井、三池、夕張、伊王島、山野など、いわゆる保安優良鉱といわれている炭鉱での相次ぐ大爆発は、炭鉱が現在いかに危険な職場となっているかを国民の前に明らかにしております。皮肉にも、昨年の山野炭鉱——三井鉱山の第二会社であります、これが同様、石炭調査団をして、第二会社の典型的ビルド鉱と称賛させた北海道の空知炭鉱、これも北炭の第二会社であります、ここでも、去る三月二十二日、またもガス爆発で、八名が重軽傷、十名が死亡するという重大災害が起きました。また、今月に入りまして、この八日には、第二会社の山野炭鉱の子会社である漆生炭鉱は、古洞の出水事故で三名の行く不明者を出しました。引き続き、この十日、またも山野炭鉱でガス突出がございまして、三名の犠牲者を出しておりますのであります。統計によりますと、昨年

一年間で六百四十一名の死亡者を出しております。いま、世間では、全日空、カナダ航空、BOACなどの空の惨事が注目を集めておるのであります、炭鉱では、実に三カ月に一回の割合で、墜落事故と同じ災害を出しているのであります。こうした災害の続発は、現在の合理化政策によって、もはや炭鉱の保安体制が崩壊していることを証明しているのであります。かかる状況のもとでは、事故のたびの警告や自戒では、何の役にも立たないのであります。政府は、災害のたびに、保安第一主義、人命尊重を旨とすると、こう言っておりますが、この災害絶滅のための具体的な施策を、通産並びに労働大臣にお伺いをいたしたいのであります。

私は、以上、石炭政策に関する基本的な問題を指摘してまいりました。今日、石炭産業をかかる破局的状態にまでもたらした責任は、昭和三十五年以來一貫して政府がとつてまいりました、国際石油資本に從属し、国内エネルギー市場を外国石油に売り渡す、すなわち、スクラップ・アンド・ビルド政策という名のスクラップ・アンド・スクラップ政策にあったのであります。ロンドン・エコノミスト誌(昭和三十九年十一月二十九日)では、次のように指摘をしております。「工業国で日本のように輸入エネルギーに依存する国はない。このような状況で日本が自国の石炭産業を衰退にまかせていることは、西欧人にとっては奇異なことである」——炭鉱をつぶすことが政策ではあり

ません。企業が赤字になったら金を出すことが政策ではないと思うのであります。いまこそ、国家百年の大計に立つて、從属的エネルギー政策を改め、私の指摘した問題に対する真剣な究明こそ、政治であると信ずるものであります。しかるに、伝えられる抜本策は、石炭危機の原因には目をおおい、結果として起こった現象の手当てのみに終わっているようであります。政府がいままで実施してまいりましたスクラップ・アンド・ビルドを柱とした合理化政策は、結果として、急激なスクラップ化の進行により、企業に過重な負担をかけ、炭鉱労働者の離山ムードを醸成したにすぎないと思うのであります。

第二次答申に基づく石炭対策にいたしまして、企業収支の改善をはかることが石炭産業再建の道であるとして、炭価の引き上げ、利子補給制度の創設を中心として、企業経理の負担軽減をはかったのであります。企業収支の改善策はその効果をあらわさず、企業の累積赤字は、減少するどころか、すでに八百億円に達しているのであります。しかも、大手十七社の四十年度末では、トシ当たりの赤字が六百円をこえ、また、借り入れ残高におきましても、三十九年度末に一千七百億円に達しているものであります。このような石炭産業の実情に対しまして、先ほど出されました審議会の中間答申は、合理化過程において発生した過重な負担の財政資金による肩がわり、画期的な助成措置、安定補給金の交付という基本方向を示し

ているのであります。これがそ私企業に対する国の保護政策の限界を越える措置と言わざるを得ないのであります。また、これに要する資金は、ばく大な額にのぼるであらうことは想像にかたくなりません。政府は、これが財源を一体どこに求めようとしておられるのか。私企業を前提とする限り、これらの肩がわりや交付金の政策が、国民の税金の有効な使用と、唯一の国家資源である石炭の合理的な開発に役立たないことは、過去五年間の実績と今日の石炭危機そのものが最もよく証明しているではありませんか。石炭産業安定の道は、英国、フランスのごとく、確固とした総合エネルギー政策のもとで、石炭産業の近代化を阻害している鉱区解放と労働者の低賃金を打破する方向での国有化以外にはないと思うのであります。総理並びに通産大臣の所信を伺いたしたいと思います。

最後にお伺いをいたしたいのは、産炭地における教育の荒廃についてであります。政府の石炭政策の失敗は、産炭地の社会機能を破壊しつつあります。合理化による閉廃山のあと、産炭地は、ただいま趣旨説明のありましたこととは逆に、政府の無為無策により、無数の鉱害と、地方自治体の貧困と、おびただしい失業者の洪水を生み出してあります。また、この産炭地に誘致された企業もごく少数であり、この企業も、政府の積極的援助策がないまま、成長することができず、立ち枯れ状態に追い詰められつつあるのであ

ります。こういった中で教育がいかに困難をきわめておるかは、想像を絶するものがあります。

いまや、産炭地の学校は教育の場とは言えず、教師は、青少年非行の防止、あるいは児童生徒の家庭の貧困との戦いに追われ、あるいはまた、教育扶助費の支給、学用品の購入、支給等の事務に忙殺されるため、極端な人員不足と労働強化を来たし、ために、学校は福祉事務所が職業安定所のごとき観を呈する場合さえあるのです。総理は、この第五十一国会の冒頭、青少年教育の重要性に触れ、次のように述べております。「私は、最後に青少年諸君に訴えたい。今日の青少年諸君が自由と平和に恵まれつつ、はたつと成長できることは、まことに幸福であります。」——これを、産炭地の児童生徒五十三万、なかんずく生活保護、準要保護児童生徒約十万名、並びにその父兄は、何と聞いたのでありましょうか。教育の機会均等を失うこと今日の産炭地学校ほど深刻なものはないと思うのであります。この中で、さきの第四十八国会において、愛知文部大臣の言明、あるいは本院石炭特別委員会の決議等、産炭地教育に対する財政的、行政的な特別措置がなされるよう約束はされておりますけれども、いまだにその施策はきわめて不十分と言わざるを得ないのであります。この産炭地教育の現状に目をおおることなく、これを救済するため、総理並びに文部大臣はいかなる方途をお持ちであるか、また、救済する必要はないとお考えであるか、この点をお伺い

いたしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。(拍手)

〔国務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○国務大臣(佐藤榮作君) 答えたいいたします。

石炭政策につきまして、去る三十七年に石炭審議会のメンバーが第一回の調査をいたしました。そうして答申を得、さらにまた、三十九年にも、この第二回の調査をいたしましたわけでありました。その答申の内容そのものは、お話にもありましたスクラブ・アンド・ビルドもございしますが、同時に、需要確保対策、これに最も力を入れたものでございします。また、労働者の確保につきまして、非常な減員を生ずるというので、離職者対策にも力を入れ、あるいは産炭地振興対策、鉱害対策等々の基本的態度をきめまして、これと取り組んだのであります。しかしながら、このエネルギー革命における石炭の構造的な危機というものはたいへん重大であります。なかなか私どもの想像以上に深刻なものであります。そこで、三十九年に第二回の調査をいたしまして、これが補強をいたしましたわけでありました。それは、ただいま小野君の御指摘になりましたように、炭価も引き上げをする、あるいは利子補給の新しい制度を考えると、いうことであります。

その後の経過を見ましても、これだけで十分ではございません。御指摘になりましたように、国産の石炭、これは何と申しましても、エネルギー源として安定供給のものでありますし、さらにま

た、外貨使用の面から見ましても、重大なる意義、また価値があるのであります。そういう意味で、石炭鉱業というものを育成強化していくというか、これを維持していく、これが国の基本的政策からも必要なのであります。そういう意味で、さらに第三回目的の御審議を願ひ、近々その答申が出てくることになっております。昨年は、その根本的な対策が出るまで待てないような状況だと、ことに年越しのための資金等を必要とするというところで、中間的な答申を得まして、利子補給の拡大を大幅にいたしました。あるいは運賃についても所要の処置をとったり、積極的に資金を見ておるわけでありました。今日は、この状態が、総合エネルギーの観点から石炭の位置づけをすることが必要でありますし、また、どうしてもこれだけは維持していかなくやならないというものがございします。そういう意味の抜本的な根本的対策を立てよう、こういうことで、石炭審議会にただいま御審議を願つておるということでありま

す。政府は、もちろん、ただいま申し上げような観点に立ちまして、これと真剣に取り組んでおる状態でありまして、審議会の答申を待ちまして、必ず基本的な、抜本的な対策に遺憾なきを期していきたく、かように思っております。

次に、もうすでに、かような立場で考えても、私企業としての限界にきているのじゃないか、これからは、イギリスやフランスの例にならって、国営、国管の方向に行つたらどうか、こういうお

尋ねてございしますが、国営、国管というよりなことは、これはもう経済の基本的な態度、基本的な問題にも触れるのでありますから、これは慎重に考えなければならぬと思ひます。今日まで私どもが答申を得ておりますのは、私企業としての石炭鉱業、その基盤を強固にするにはいかにすべきか、そういう意味の答申を得ておりますので、国営、国管の問題は、これは慎重に検討するとして、ただいま私企業としての基盤を強固にする、

こういう立場で答申の出でくるのを待つております。昨年はなされたのも、そういう意味の、私企業としての基礎を強固にする、こういうことで答申を得たように思っております。

次に、教育の問題についてのお尋ねがございました。確かに、この産炭地地方における教育の荒廃、これはもう、ほおっておけない状況でございします。御指摘のとおりであります。私もたいへん心配しております。そういう立場でございしますから、貧困児童生徒の就学の助成をする、積極的にこれを助成する、あるいは給食につきましても特に考えていくとか、あるいはまた、指導主事——充て指導主事と言っておりますが、これを増員することにしまして、ただいまの貧困者の生徒児童のめんどうをさらに積極的に見ていく、あるいは高等学校進学者に対しましても育英資金のワクを増大するとか、積極的にそれぞれの処置をとりまして、ただいまの教育問題の解決と取り組んでいく考えでございします。

昭和四十一年四月十三日 参議院會議録第二十一号

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案、産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案及び産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案(意見説明)

六六六

その他の問題につきましては、それぞれの大臣からお答えをしたいと思います。(拍手)

〔国務大臣(三木武夫君登壇、拍手)〕

○国務大臣(三木武夫君) 小野さんにお答えをいたします。

数点の御質問がございましたが、第一点は、政府の石炭政策というものは、しよつちゅう変わつておるのではないか、これに対してどう反省しておるか。——確かに、昭和三十七年の第一次調査団以来、石炭政策というものが、そのときどきの状態に応じて政府は施策を進めてまいつたのであります。日本ばかりでなしに、欧州諸国においても、石炭鉱業というものは、たいへんに難問題になっておることは御承知のとおりであります。それは、エネルギー革命のスピードが予想以上に早いということでありまして、こんなにエネルギーの面における革命が来ようとは、だれも予想をしなかつた。しかも、そのエネルギーというものに対して、一面においては、国際競争力の上から、低廉であるということが原則である。また、一面において、安定供給という面もある。また、地域経済との調和をはからなければならぬ。ただ安いということだけでは割り切れない。国民経済全体との調和をはかり、エネルギー源の安定的な確保をしていかなければならない。こういう点が、たいへんなむずかしい課題であるという点は、これは、われわれが政府として弁解するのでなくして、国民の各位も御理解を願えると思うのであり

ます。そういう点でいろいろ反省をしながら、石炭政策としては、日本の産業政策の中で、こんなに政府が気を配っている政策は、私はないと思う。しかしながら、いま言つたように、背景にあるエネルギー革命の早さというものが、われわれにも、こうだと言つて、石炭に抜本策を講じて、それが十年も二十年もそれでいけるという政策が、なかなか事実できないところの困難は、小野さん御自身でも御理解たまわれると思うのであります。しかしながら、いまのような状態をこのまま放置することはできませんから、いま総合エネルギー調査会——昨年の六月、国会において法律によって設けられた調査会、これにおける石炭の位置づけ、あるいは、また、一面においては石炭鉱業審議会における石炭の抜本策、こういうものの答申も待つて、まあ何十年も先というわけにはいきませんが、相当長期にわたつて、日本の石炭鉱業というものが安定してやっていけるような対策を講じたいと思つて、鋭意努力をいたしておるのが現状であります。

第二の点は、労務者の確保対策という点でございます。これは非常に大事な点であつて、近時、若年労務者、ことに若年の技能労務者の確保が困難になってきておる、これは石炭鉱業の安定の基本の条件に触れる大問題であります。そのためには、小野さんは、いろいろ賃金を上げろ、時間を短縮せよとおっしゃいましたけれども、石炭鉱業というものがもと安定しなければ、労働条件の

改善というものができる基盤が私はできると思わない。石炭鉱業というものを、その経営が安定してやっていけるようなところに持っていくのが第一であります。第二には、やはり保安体制というものが、われわれも気をつけておるのですが、残念ながら小野さん御指摘のように、いろいろな災害が頻発する、まことに残念に思つておりますが、この保安体制を整備する。また、第三には、労働環境というものが改善されて、若い労働者の方々がやはり石炭鉱業に働くという魅力を持たす職場でなくてはならない。そのためには、住宅の改善であるとか、あるいはまた、一面においては、できるだけ早期に実現をはかりたいと考えております。労働者の年金制度、これは各省と検討を加えておるわけでありまして、こういう点で、職場の環境の改善ということも、これは大事なのであります。こういう、いまここで申し上げましたような諸点というものについて改善を加えて、若年労働者の確保をはかりたいと考えております。

第三は、保安対策に対しての御質問であります。これは何としても、こんなに次々に災害が頻発するということは、まことに残念であります。産業の政策の前に、やはり人命尊重がなければならぬことは申すまでもないことでもあります。それには、第一番に、やはり労働者と経営者——労使が、やはり自主的に保安体制を整備するということが何としても中心である。全部政府だ何だということだけでは、保安体制というものは整備でき

るものではない。まず、労使が自主的に保安の確保をはからうという、この努力、意欲、これがやはり中心だと思ふ。その上に、第二には、やはり政府としても、監督とか検査とか、こういうものも強化しなければなりません。監督の強化ということでもあります。第三は、やはり坑内の作業の環境を変えなければいかぬ。坑内の掘進というようなものに対しては、これはやはり坑内の構造改善に対して、政府が助成を行なつて、災害が起らないような坑内の作業環境の改善ということが、次に問題になる。こういう点を——いま申し上げたような見地から、今後とも保安の確保ということに対しては、一そう意を用いたいと考えておる次第でございます。

す。(拍手)

〔国務大臣(福田起夫君登壇、拍手)〕

○国務大臣(福田起夫君) 私に対しては、質問はなかつたと思ひますが、せつかくの議長からの御指名でございますので、一言申し上げさせていただきます。私は、石炭鉱業に働く方々にも知り合ひがあります。ほんとうに私は、それらの方々が、お気の毒だという感じがしてならないのであります。つまり、先がない、先が不安である、先に光明を求めることができないままに、毎日毎日をごさなければならぬ。私は、日本じゅうで炭鉱で働く人々ほどお気の毒な人はないと、こういう

ふうに思います。それには何としても、石炭鉱業の前途はこうだという見通しを立てる、それに政府が協力することが、私は政府の任務である、こういうふうに考えております。幸いに、そういう機運が盛り上がりつつまいりまして、六月には石炭鉱業審議会の最終答申もある、こういう話でございますので、それらの答申の結果を十分検討いたしまして、私どももいたしまして最善の努力をする、働く人に希望の持てるような事態をつくり上げる、こういう気持ちでございます。(拍手)

〔国務大臣小平久雄君登壇、拍手〕

○国務大臣(小平久雄君) 私に対する御質問の第一点は、石炭鉱業における労働力の確保の問題でございますが、これにつきましては、ただいま通産大臣あるいは大蔵大臣から御答弁申し上げたとおりでございます。何と申しましても、石炭鉱業が労働者にとりまして魅力のある職場、あるいは希望の持てる職場、こういうことになつてもらうことが一番望ましいわけでありまして、私どももいたしましては、従来から特に、この労働力の確保の問題につきましては、炭鉱離職者を高効率の炭鉱へ優先的にあつせんするというようなことを重点にして、努力をいたしてまいつたわけでございますが、今後におきましても、近く答申が得られる予定の石炭鉱業審議会の答申におきまして、労働力の確保安定対策も含めて御答申をいただければ、かように期待いたしておるわけでございます。

して、これが出ました以上は、これを尊重いたしまして、十分努力をいたしてまいりたいと、かように考えておるわけでございます。

なお、第二の点は、賃金及び労働時間の問題でございますが、炭鉱労働者の賃金は、お示しのとおり、近時、他の基幹産業に比しまして、相対的に低い、こういう状況にあるのであります。労働環境等から考えまして、私どもは、これが将来改善されることを希望するわけでございますが、これもまた、業界自体の再検討ということが、当然これは問題になるわけでございまして、この改善に――業界の立ち直りに伴つて、私は賃金その他の労働条件も改善されることを強く希望いたしますが、これにつきましては、御承知のとおり労働基準法におきまして、坑内夫につきましては一日二時間を限つて時間外の労働が認められておるわけでございまして、実際にはそれをこす労働というものが相当ある。つまり基準法違反の労働が行なわれておるといふことも、これも事実であります。したがつて、労働省といたしましては、この点について特に重点を置きまして、監督指導をやつてまいつたのでございますが、最近におきましては、業界におきまして、これが是正に つとめてまいつておりました、相当の成果をおさめておりますが、労働省といたしましては、なお引き続きまして監督指導を十分やつてまいりつてでございます。

なお最後に、災害の関係でございますが、これも通産大臣から御答弁があつたとおりでございます。労働省といたしましては、通産省と十分緊密な連携をとりまして、労働時間その他の労働条件に対する監督指導を十分にいたし、労務管理の改善、これを通じまして災害の予防につとめてまいりたい、かように考えておるわけでございます。(拍手)

〔国務大臣中村梅吉君登壇、拍手〕

○国務大臣(中村梅吉君) 御指摘のございましたように、産炭地の教育問題というものは、石炭産業の現状から見ても非常に重要であると、私どもも心得ております。要約いたしますと、要保護世帯、要保護世帯が急増する、あるいは生徒の激減、こういうことと、所在市町村の非常に貧困化しての財政難、もう一つは、そういう事情下にある産炭地の児童生徒の進学の問題や非行化の問題、こういうことに相なるうかと思つてござい

ます。したがつて、御承知のとおり、今日まで、この要保護世帯や要保護世帯の激増等の現状にかんがみまして、就学奨励に関する、教科書とか学用品あるいは修学旅行、給食等についての高率補助、また、市町村の財政難にかんがみまして、文教施設に対する高率補助、こういうようなことを実施してまいつております。また、児童生徒の進学につきましては、育英資金による奨学の特別のワケをつくりまして、そうして高校進学等については、できるだけそういう能力を持った者が進学できるように配慮を進めてまいつておる

わけでございます。なお、問題は、児童生徒が産炭地の現状から非常に激減をする、こういう状態下にありますので、標準法のとおり教員を減らしてまいりますと、急激に教職員も減らさなければならぬことになりまして、こういう調節措置、及び生徒児童のための指導主事の配置、こういうような点が非常に大事でございまして、これらの点につきましては、現にいろいろと、くふうをいたしている次第でございますが、今後とも、産炭地の教育問題の重要性にかんがみまして、私どもとしましては、鋭意これに最善の努力を尽くしてまいりたいと、かように考えております。(拍手)

○議長(重宗雄三君) これにて質疑の通告者の発言は終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時十四分散会

出席者は左のとおり。

議長 重宗 雄三君
副議長 河野 謙三君

議員

鬼木 勝利君 原田 立君
林 塩君 黒柳 明君
矢追 秀彦君 片山 武夫君
中沢伊登子君 石本 茂君

市川 房枝君	中尾 辰義君	大谷 賛雄君	青柳 秀夫君	小林 章君	山崎 昇君	成瀬 幡治君	椿 繁夫君
浅井 亨君	高山 恒雄君	平島 敏夫君	鰐木 亨弘君	木村美智男君	村田 秀三君	横川 正市君	久保 等君
和田 鶴一君	田代富士男君	古池 信三君	田中 茂穂君	小野 明君	田村 賢作君	岡田 宗司君	松澤 兼人君
二宮 文造君	北條 鶴八君	石原幹市郎君	笹森 順造君	矢山 有作君	野々山二三君	羽生 三七君	野溝 勝君
向井 長年君	中上川アキ君	林屋龜次郎君	杉原 荒太君	瀬谷 英行君	谷口 慶吉君		
沢田 一精君	二木 謙吾君	中野 文門君	竹中 恒夫君	櫻井 志郎君	北畠 教真君		
野知 浩之君	多田 省吾君	後藤 義隆君	堀本 宜実君	林 虎雄君	大森 創造君		
小平 芳平君	中村 正雄君	山本 利壽君	玉置 和郎君	鶴園 哲夫君	青田源太郎君		
前田佳都男君	吉江 勝保君	任田 新治君	西村 尚治君	赤間 文三君	井川 伊平君		
渋谷 邦彦君	鈴木 一弘君	中村喜四郎君	長谷川 仁君	江藤 智君	北村 暢君		
山田 徹一君	曾根 益君	奥村 悦造君	楠 正俊君	森 八三一君	三木與吉郎君		
白井 勇君	梶原 茂嘉君	黒木 利克君	近藤英一郎君	西郷吉之助君	木内 四郎君		
岡村文四郎君	北條 浩君	栗原 祐幸君	久保 勘一君	秋山 長造君	岡 三郎君		
和泉 覚君	柏原 ヤス君	岸田 幸雄君	徳永 正利君	永岡 光治君	柳岡 秋夫君		
寺尾 豊君	柳田桃太郎君	谷村 貞治君	村上 春蔵君	紅露 みつ君	増原 恵吉君		
山内 一郎君	山本茂一郎君	木島 義夫君	山本 杉君	田中 一君	佐多 忠隆君		
園田 清光君	宮崎 正雄君	米田 正文君	大谷藤之助君	山本伊三郎君	藤田 進君		
船田 謙君	藤田 正明君	西田 信一君	森部 隆輔君	須藤 五郎君	森 勝治君		
土屋 義彦君	木村 陸男君	斎藤 昇君	堀見 俊二君	鈴木 力君	中村 波男君		
高橋文五郎君	内田 芳郎君	植竹 春彦君	新谷寅三郎君	田中寿美子君	渡辺 勘吉君		
大森 久司君	丸茂 重貞君	迫水 久常君	八木 一郎君	鈴木 武君	松本 賢一君		
源田 実君	熊谷太三郎君	山下 春江君	青木 一男君	佐野 芳雄君	野上 元君		
小林 篤一君	山崎 斉君	安井 謙君	小沢久太郎君	千葉千代世君	森中 守義君		
温水 三郎君	日高 広為君	鹿島守之助君	小林 武治君	松永 忠二君	小柳 勇君		
亀井 光君	石井 桂君	高橋 衛君	吉武 恵市君	占部 秀男君	森 元治郎君		
稲浦 鹿蔵君	柴田 栄君	廣瀬 久忠君	鈴木 市蔵君	鈴木 壽君	光村 甚助君		
鈴木 万平君	鹿島 俊雄君	達田 龍彦君	前川 旦君	大河原一次君	大矢 正君		
鍋島 直紹君	横山 フク君	戸田 菊雄君	竹田 現照君	亀田 得治君	近藤 信一君		

國務大臣

成瀬 幡治君 椿 繁夫君
 横川 正市君 久保 等君
 岡田 宗司君 松澤 兼人君
 羽生 三七君 野溝 勝君

内閣総理大臣

佐藤 榮作君

大蔵大臣

福田 赳夫君

文部大臣

中村 梅吉君

厚生大臣

鈴木 善幸君

通商産業大臣

三木 武夫君

郵政大臣

郡 祐一君

労働大臣

小平 久雄君

國務大臣

藤山愛一郎君

政府委員

内閣法制局長官

高辻 正巳君

郵政省郵務局長

長田 裕二君

郵政省経理局長

浅野 賢澄君

〔第十八号参照〕

審査報告書

國稅定率法の一部を改正する法律案
 右多数をもつて可決すべきものと議決した。よ
 つて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年三月二十九日
 大蔵委員長 徳永 正利

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における経済情勢の変化に対応し、関税率等について所要の調整を行なうとともに、関税率表における物品の分類のための品目表に關する条約に加入するため、関税率表を同条約の品目表に適合するように改めるほか、関税の軽減、免除又は払いもどしに關する制度を整備し、その他関税についての申告納税制度の採用に伴う所要の規定の整備を図らうとするもので、適当な措置と認める。

一、費用

本法施行に伴う減収見込額は、昭和四十一年度一億五千万円である。

審査報告書

関税暫定措置法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よ
つて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年三月二十九日

大蔵委員長 徳永 正利

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における経済情勢の変化に対応し、関税の暫定税率及び暫定的減免制度等

について所要の整備を行なうとともに、新たにガス製造用揮発油にかかる関税還付制度を設けようとするものであつて、適当な措置と認める。

一、費用

本法施行に伴う減収見込額は、昭和四十一年度において二十九億六千二百万円である。

審査報告書

関税法等の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よ
つて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年三月二十九日

大蔵委員長 徳永 正利

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における貿易量の増大に対処し、輸入貨物の通関事務の促進等を図るため関税、とん税及び特別とん税について新たに申告納税制度を採用するとともに、輸出振興等に資するため、保税上屋、保税倉庫及び保税工場に係る許可、承認、届出等について制度の簡素合理化を図るほか、開港及び税関空港の追加等を行なうとするものであつて、適当な措置と認める。

一、費用

この法律の施行のため、特に費用を要しない。

審査報告書

関税法等の一部を改正する法律の施行に伴う
関係法律の整備等に関する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よ
つて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年三月二十九日

大蔵委員長 徳永 正利

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、関税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、輸入品に対する消費税について申告納税制度を採用するとともに、輸入品に対する関税及び消費税の賦課徴収に關する手続の一元化を図る等のため、関係法律の整備等を行なうとするもので、適当な措置と認める。

一、費用

この法律の施行のため、特に費用を要しない。

審査報告書

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年三月二十九日

内閣委員長 熊谷太三郎

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、科学技術庁に附属機関として無機材質研究所を置くこととするとともに、科学技術庁職員の定員を四十五人増員しようとするものであつて、その措置は妥当と認める。

一、費用

本法施行に伴い必要な経費として、九千三百七十五万七千円が昭和四十一年度一般会計予算に計上されている。

第十七号中正誤	
べし 段行 誤	正
二五 三 減收入額	税收入額
二七 一七 中小企業者たち	中小企業者たち
二九 三二 百十四	十四
三三 一九 資源	資源
三三 三 終わり 三 対しは	対しては
第十九号(その二)中正誤	
べし 段行 誤	正
四四 三 実帳的	実質的
四七 二 必要減税	政府減税
四七 二 九 増	倍増

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部二十五円
、ただし良質紙は三十円
(配送料別)

発行所

東京都港区赤坂英町二番地
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二(六分)